

# 見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年10月18日

全国健康保険協会高知支部  
支部長 内原 茂

## 1. 調達内容

### (1) 調達件名

特定健診勧奨用圧着ハガキ作成発送等業務委託

### (2) 仕様等

仕様書による。

### (3) 履行期限

仕様書による。

### (4) 見積競争方法

見積金額は、仕様書の予定数量に単価を乗じた額の総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

(4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(6) 作業場所を中四国内に有すること。

(7) プライバシーマーク（JISQ15001）、ISO/IEC27001、JISQ27001のいずれかの資格を有していること。

## 3. 仕様書等の配布

### (1) 配布場所

〒780-8501 高知市本町 4-1-24 高知電気ビル新館 2 階  
全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ  
TEL 088-820-6012 FAX 088-820-6023  
競争参加資格等に関する事 担当：宮腰  
TEL 088-820-6020 FAX 088-820-6023  
仕様書に関する事 担当：坂井

(2) 留意事項

上記 3. (1) まで取りに来る場合は、事前に担当へ連絡すること。郵送を希望する者は、任意様式において送付先を FAX で連絡すること。

4. 提出物等

(1) 提出物

見積書、2. (7) を満たしていることがわかるもの。

(2) 提出場所

上記 3. (1) と同じ。

(3) 提出期限

日 時 令和 5 年 11 月 2 日 14 時 00 分

※ 郵送の場合も上記日時までに必着とする。

4. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会高知支部宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 契約決定となるべき同額の見積書を提出したものが 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する（くじ引き方法等は別途連絡する）。
- (4) 決定業者には別途連絡することとする。
- (5) 契約書作成の要否 要

以上

## 【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。